

逐条解説書変更（案）

20 ページ下段

（地域コミュニティ活動）

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【説明】

地域コミュニティ活動について規定しています。

（第1項）

本項で規定する内容を図示すると以下のようになります。

市民等は第4条（自治の基本理念）を達成するため、

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 身近な地域の課題を共有することを目的とした ② 地域課題の解決を図ることを目的とした ③ 当該地域の活性化を図ることを目的とした | } | <p>身近な地域での自主的な活動（地域コミュニティ活動）を行うよう努めるものとする。</p> |
|--|---|--|

本市では、自治会、女性や高齢者の団体、こども会、社会福祉協議会、体育協会などにより、地域において様々な市民活動が行われています。

例えば、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題をお互いに共有し、その解決に取り組み、地域の活性化を図る活動を行っています。

（第2項）

市長等は、地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりを進めることとしています。

本市では、地域と行政が連携し、市民等が主役となって地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、地域コミュニティ推進事業による支援を行っています。